

豊田市の総合評価方式への取り組み

愛知県豊田市総務部 契約課長 やまうち こういち 山内 弘一

1. はじめに

豊田市は、愛知県のほぼ中央に位置し、平成17年4月に近隣6町村と合併したことにより面積は918.47km²となり、愛知県全体の17.8%を占める広大な市域を誇ります。

合併当初は、これら地理的要因も含め、市町による入札制度の違いや地域企業間格差などを是正するため、時限的に地区別指名競争入札などを実施してきました。

一方、平成18年度には簡易型総合評価方式の試行実施を皮切りに、平成22年度には設計金額2千万円以上の建設工事について総合評価方式を本格実施するなど、積極的に入札契約制度改革にも取

り組んできました。

また、総合評価方式の検証では他の一般競争入札等の工事成績と比べ約4.3ポイント上回るなど一定の成果は見られたものの、依然として先行き不透明な経済状況の中、本市の入札契約制度を取り巻く課題は山積しているのが現状です。

2. 豊田市の総合評価方式の変遷

本市では、平成18年度から平成19年度にかけて簡易型総合評価方式を試行的に実施しました。

また、平成20年度には設計金額1億円以上の建設工事で簡易型総合評価方式を本格実施するとともに、標準型、特別簡易型についても試行的に実施しました。

平成21年度には、設計金額4千万円以上を対象に標準型、特別簡易型を含む総合評価方式を本格実施し、平成22年度には、設計金額を2千万円以上に拡大して実施しました。また、同時に「市内経済活性化をはじめとする市内貢献策への提案」や特別簡易型総合評価方式を「技術力に重点を置いた技術力型」と「地域精通度を重視した地域型」に分離するなどさまざまな工夫を施しました。

さらに同年11月には、低価格による入

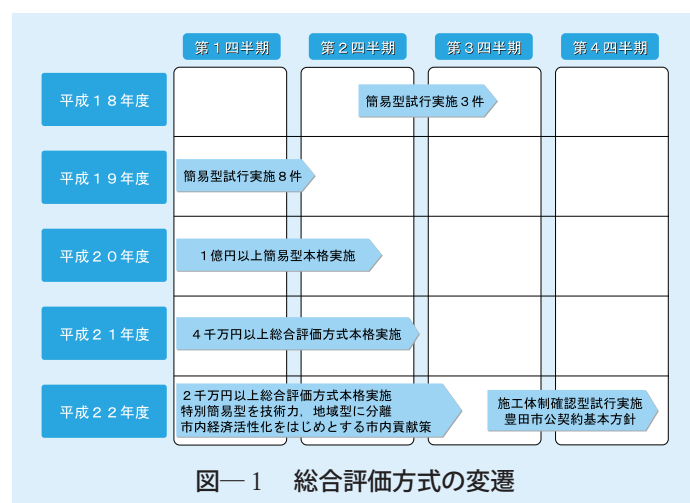


図1 総合評価方式の変遷

札防止のための「施工体制確認型総合評価方式」を試行的に実施するとともに、翌年2月には「豊田市公契約基本方針」を策定し、新たな公契約実現に向けた取り組みもスタートしました。制度の詳細な内容は、後ほど紹介します。

3. 豊田市の総合評価方式の概要

(1) 契約，入札方法

本市は、市域の68.4%を森林が占める自然豊かな市ですが、それゆえ林道開設工事など地域独自の建設工事が存在します。そのため、原則、一般競争入札を基本としますが、これら地域に精通した特殊な技術等が求められる建設工事に関しては一部指名競争入札を併用して行っています。

また、一般競争入札に関しては、設計金額130万円を超え2千万円未満の建設工事では事後審査型一般競争入札、設計金額2千万円以上の建設工事では総合評価方式で実施しています。

しかし、総合評価方式は最低制限価格が設定できないため、近年、低価格での入札、低入札価格調査が相次いだことから、平成22年11月から施工体制確認型総合評価方式を試行的に導入し、低価格入札防止に取り組んでいます。

(2) 落札方式

本市では、先に述べたとおり設計金額2千万円以上の建設工事を対象に総合評価方式を実施していますが、その対象金額区分や求めるべき企業の能力に応じ次のとおり落札方式を定めています。

(注) 設計金額はあくまで目安で、必要に応じ落札方式は変更します。

① 標準型

特に設計金額を定めることなく、技術提案が必要な場合に実施します（技術提案、企業の技術力、信頼性・社会性）。

② 簡易型

最も基本的な方式で、設計金額1億円以上を対象に実施します（施工計画、企業の技術力、信頼性・社会性）。

③ 特別簡易型

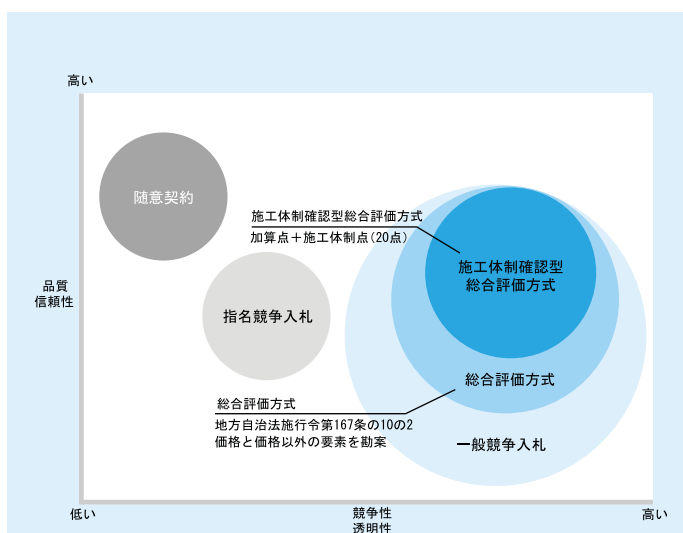
特別簡易型は、求める技術力や地域性によって、技術力型と地域型に分離しています（企業の技術力、信頼性・社会性）。

1) 技術力型

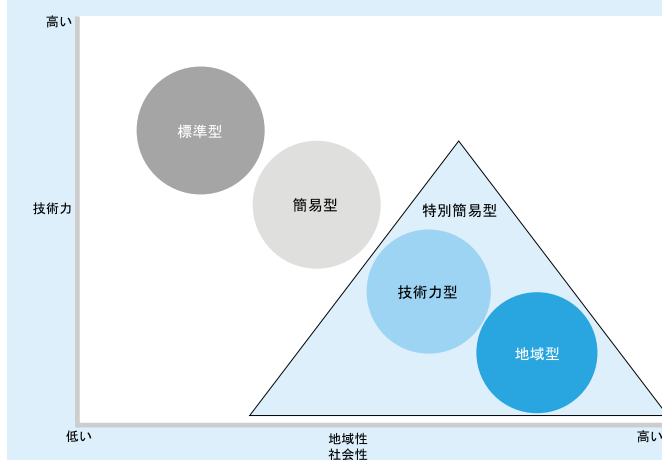
設計金額6千万円以上1億円未満を対象に、特に技術力を求める場合に実施します。

2) 地域型

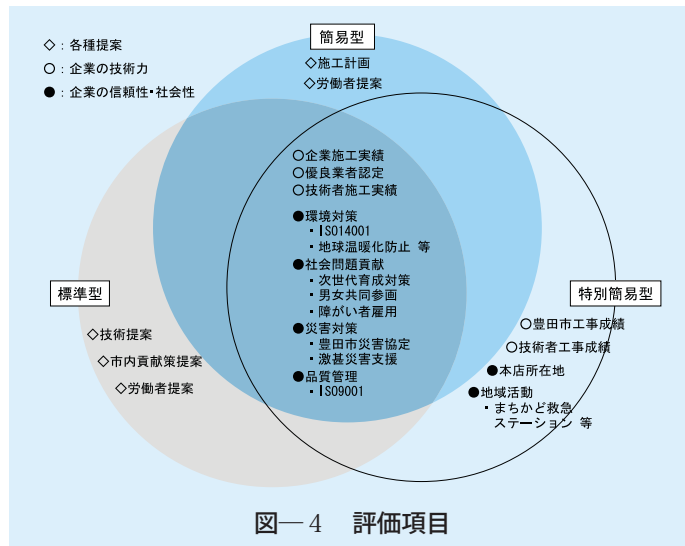
設計金額2千万円以上6千万円未満を対象に、特に地域精通度など地域性を求める場合に実施します。



図一2 契約，入札方法に関するイメージ



図一3 落札方式のイメージ



(3) 評価項目、評価基準および加算点

本市では、一般的に求める技術提案や簡易な施工計画のほかに、落札方式により「市内経済活性化をはじめとする市内貢献策の提案」や豊田市公契約基本方針に基づく「労働者提案」を求めています。総合評価方式における各落札方式の評価項目、評価基準および加算点は次のとおりです。

① 標準型

- ◇技術提案 10～20点
- ◇市内貢献策 5～10点
- ◇労働者提案 10点
- 企業の技術力 8点
- 企業の信頼性・社会性 7点

② 簡易型

- ◇施工計画 10点
- ◇労働者提案 10点
- 企業の技術力 8点
- 企業の信頼性・社会性 7点

③ 特別簡易型

1) 技術力型

- 企業の技術力 12点
- 企業の信頼性・社会性 8点

2) 地域型

- 企業の技術力 8点
- 企業の信頼性・社会性 12点

(注) 建設共同企業体の場合の構成員評価 5点

4. 豊田市独自の総合評価方式

(1) 市内経済活性化をはじめとする市内貢献策

平成20年度、リーマンショックに端を発する世界同時不況の影響を受け、本市においても平成21年度以降の普通建設事業費が大幅に削減されるなど大きな影響を受けました。これにより、平成21年度当初に計画していた豊田市中央保健セン

ター建築工事が1年間延期され、平成22年度当初、その実施条件として「これを機に何らかの市内経済を活性化させる方策はないか」を検討した結果、「市内経済活性化をはじめとする市内貢献策への提案」を導入することになりました。

表—1 市内経済活性化をはじめとする市内貢献策

- ① 建設共同企業体における市内業者の活用および育成（業務の分担と出資比率など検証方法を含めた提案）
- ② 市内経済活性化のための市内業者の活用と育成（下請け、資機材の調達など検証方法も含めた提案）
- ③ 工事期間中における2次経済効果（飲食、宿泊、雇用対策等検証方法も含めた提案）
- ④ 情報開示、見える化の促進（検証方法も含めた提案）
- ⑤ 契約等の適正化の促進（下請け、労働者への適正な支払い等検証方法も含めた提案）

(2) 技術力型と地域型への分離

特別簡易型総合評価方式は、対象金額区分別に見ても最も件数が多いことから、全体の半数以上が特別簡易型で実施されています。

しかし、特別簡易型の場合、地域性の強いものから、より簡易型に近い技術力を求められるものまで幅広く、その要件すべてを満たすのは困難と判断し、平成22年4月より企業の技術力を重視した「技術力型」と企業の信頼性・社会性を重視した「地域型」に分離したものです。

(3) 施工体制確認型総合評価方式の試行実施

平成22年度は、前年度に続く厳しい財政状況の中、企業の受注競争もさらに激化し、低入札調査基準価格を下回る価格での落札件数は、上半期が

表—2 施工体制確認型総合評価方式の概要等

〔施工体制確認型総合評価方式の概要〕
○施工体制確認型総合評価方式の落札者決定方法
・評価点＝標準点（100点）＋加算点＋ <u>施工体制評価点</u>
・評価値＝評価点/入札価格
○施工体制評価点の評価項目および施工体制評価点数
・品質確保の実効性：10点（10点：5点：0点）
・施工体制の確実性：10点（10点：5点：0点）
〔公共工事の品質確保と契約の適正化への取り組みの基本方針〕
●目的
価格および品質が総合的に優れた内容の契約に向けた取り組みならびに下請けをはじめとする契約全般の適正化に向けた取り組みを行う。
●具体的取り組み
(1)総合評価方式の適正な運用について
(2)品質確保への取り組みとダンピング防止について
(3)施工体制確認型総合評価方式の試行導入について
(4)予定価格の事後公表の拡大

終了した時点で74件に及び、この時点で前年度総件数の27件を大幅に上回りました。

総合評価方式の拡大に当たり、最も苦慮したのがこの低入札価格調査で、書類審査に始まりヒアリング、低入札価格調査委員会の開催など事務上大幅な負担増となることに加え、平均落札率は著しく低下し、受注する企業からも低入札防止に対する要望が強まりました。

そのため、平成22年11月に「豊田市における公共工事の品質確保と契約の適正化への取り組みの基本方針」を公表するとともに、施工体制確認型総合評価方式の試行導入を決定しました。

(4) 豊田市公契約基本方針

本市では、品質と価格を総合的に勘案する総合

表—3 豊田市公契約基本方針

1 「公契約条例」によらない「新たな公契約」に向けた取り組み
当面、公契約条例制定によらない「法令順守を基本に賃金等の上乗せや労働条件の向上又は雇用の創出などに配慮した企業に対する評価」を入札に反映する新たな公契約の取り組みを展開
2 「賃金の上乗せ等」を実現するための企業の適正な利益確保
企業と労働者双方に配慮した入札契約制度を実現
3 「労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上及び雇用の創出等」に対する評価
「労働者への賃金の上乗せ、労働条件の向上又は雇用の創出に対する提案及び検証方法の提案」の創設
4 業務請負に対する総合評価方式の導入
人件費割合の高い業務請負の入札に総合評価方式を導入
5 総合評価方式など本市独自の制度のさらなる推進

表—4 労働者への賃金上乗せ・労働条件向上・雇用創出およびその検証方法

1 内容に対する評価
(1) 労働者への法令を上回る賃金等の支払いに関する提案およびその検証方法
(2) 労働者に対する法令を上回る労働条件に関する提案およびその検証方法
(3) 雇用の創出に関する提案およびその検証方法
2 効果に対する評価
3 検証方法に対する評価

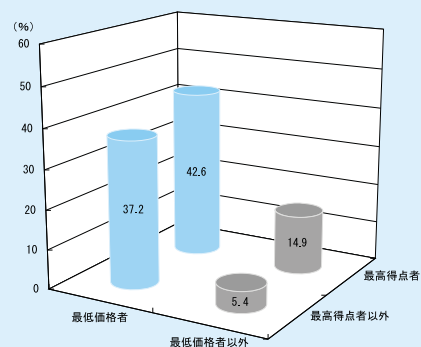
評価方式の拡大などさまざまな対策を積極的に展開してきたところです。

施工体制確認型総合評価方式の試行導入により、低入札対策に関しては一定の効果が見られたものの、依然として経済の回復見通しが立たない状況であることから、企業が安心して受注し、そこで働く労働者の賃金や労働条件の悪化を防ぐことを目的に平成23年2月「豊田市公契約基本方針」を公表しました。

5. 総合評価方式の検証

(1) 落札者の割合

本市では、最低価格で最高得点を獲得した者が落札するケースが最も多く、全体の42.6%を占めます。次いで、最低価格で最高得点者でない者が37.2%、最低価格以外での最高得点者が14.9%、最低価格でも最高得点でもない者が5.4%の順となります。結果として価格を評価点で逆転したケースは合わせて20.3%となります。



図—5 落札者の割合

(2) 工事成績との検証

平成22年度末現在、総合評価方式を実施した建設工事で完成検査が終了したのは105件です。内訳は、標準型総合評価方式が1件、簡易型総合評価方式が42件、特別簡易型総合評価方式が62件となります。平成23年度に公表した工事成績を加えると全体で300件程度となりますが、現時点では検証途中のため、ここでは検証済みの105件の検証結果について紹介します。

検証は、標準型、簡易型総合評価における「技術提案と施工計画」、全落札方式共通の「企業の能力（施工実績等）」「技術者の能力（施工実績等）」ならびに「企業の信頼性・社会性」の4項目に対する評価点と工事成績で行いました。なお、評価点は年度、案件ごとに配点が異なるため10点満点で調整してあります。

① 技術提案・施工計画

一般的に評価点に比例して工事成績が上昇すれば効果が認められると考えられます。しかし、ここではほぼ逆の傾向を示しています。これは、評価項目自体が適切でないか、または評価に偏りが

ある結果と考えられます。

② 企業の能力

企業の能力は、企業の施工実績や優良業者認定（表彰）などを対象としています。ここでは、明らかに評価点に比例して工事成績が上昇していることから、過去の施工実績など企業の能力には信頼性が高いと考えられます。

③ 技術者の能力

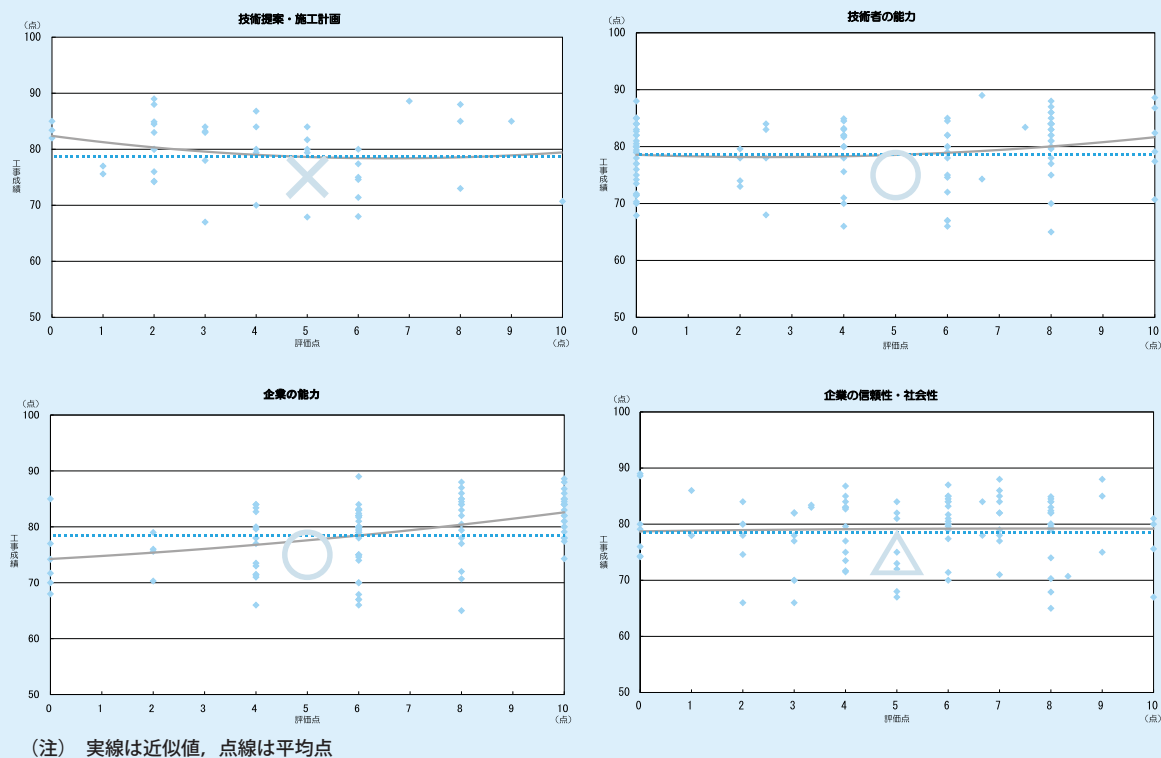
技術者の能力は、技術者の施工実績や工事成績を対象としています。これも企業の能力同様、信頼性が高いと言えます。

④ 企業の信頼性・社会性

企業の信頼性・社会性は、社会貢献や地域貢献を対象としています。結果はほぼ横ばいで明確な効果は確認できませんが、本市の政策入札といった点では効果が認められると考えられます。

6. 総合評価における事務の見直し

総合評価方式は、一般的に事務量が増大し負荷



図—6 工事成績との検証結果

が大きいと言われます。事実、事後審査型一般競争入札と比較すると事務量が多いことは明白です。しかし、近年、予定価格を算定するための設計内訳書の情報開示が進んだことにより、同価格でのくじによる落札決定が数多く発生している実態や、本市における過去の検証結果等を考慮すると、総合評価方式の信頼性は非常に高いと言わざるを得ません。これら事実を踏まえ、本市では総合評価方式拡大に向けた事務の効率化を図るため次のような見直しを図りました。

(1) あいち電子調達共同システム（CALS/EC）

平成20年10月より「あいち電子調達共同システム（CALS/EC）」の本格実施を開始しました。これにより、入札参加資格申請や開札作業など大幅に業務の合理化を図れました。

(2) 契約管理システムの導入

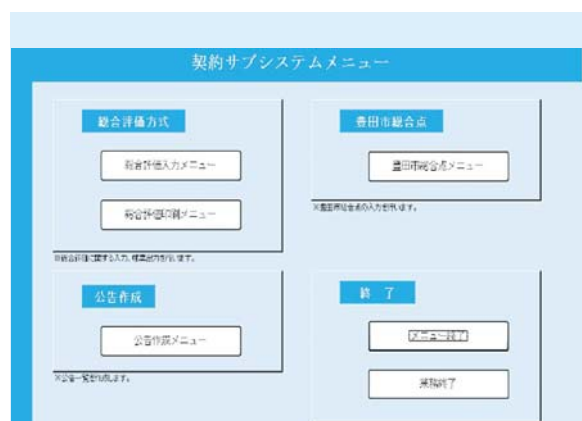
従来使用していた内部システムに替え、平成21年度よりあいち電子調達共同システムに対応した契約管理システムを全庁的に導入しました。このシステム導入により、日常業務などの合理化、適正化を図れました。

(3) 総合評価システム等サブシステムの導入

上記システムの導入により業務全般の合理化は図れましたが、総合評価方式に関する詳細な項目入力や評価調書などの帳票類出力等には対応していません。そのため、総合評価方式の場合、その都度手作業で入力等の事務を行っていましたが、作業ミスや検証のためのデータ集計が非常に煩雑



図ー7 契約管理システムのイメージ



図ー8 総合評価方式等サブシステム

であるなどの問題が数多く発生しました。

そこで、総合評価方式に対応した内部システムによる詳細項目入力から帳票類出力、台帳管理を含めた一連の作業のシステム化を図った結果、業務の大幅な合理化、作業ミスの防止など業務の適正化を図ることができました。

7. おわりに

本市では、総合評価方式の導入をはじめ入札契約制度改革に向けて一步一步手探りで進めてきましたが、入札契約の本来の目的である経済性を求めながら企業の適正な利益確保を図ること、また、品質を確保した優良な企業を求めながら地域における企業のバランス、存続を図ることなど、相反する要求に応えることに大変苦慮しているのが現状です。

一方、未曾有の大災害をもたらした先の東日本大震災では、地域の建設業の果たすべき社会的責任や重要性、必要性についてあらためて認識を深めたところです。

これら状況を踏まえ、今後は総合評価方式に関し、一方的な拡大ではなく、業種別、設計金額区分別の状況を検証しながら、効果の認められないケースにあっては縮小も視野に入れた検討を進めるとともに、地域内経済循環など現実のニーズに対応した入札契約制度の実現に向け取り組んでいくことが重要と思われます。